

5. 流通分野

流通(1)	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止
規制の現状	<p>名古屋市の大規模小売店舗立地法運用手続要綱では、大規模小売店舗の新設もしくは店舗に係る変更を行おうとする場合、必要に応じて、届出前に関係部局などとの協議を求めることとされている。</p> <p>また、店舗の新設や変更にかかる説明会の公告方法については、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界からおおよそ3kmの範囲内で購読される主要な日刊紙にちらしを折り込み広告するか、当該説明会の開催案内を掲載することが要求されている。</p> <p>なお、これらを規定する要綱については、市のホームページ上で公表されていない。</p>
要望内容	<p>名古屋市は「名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱」をHPで公表するとともに、これまでの届出において、事前協議を行ったケースを調査の上、明らかにすべきである。</p> <p>また、大規模小売店舗の新設、変更にかかる説明会の公告範囲を適正な距離へと変更すべきである。</p>
要望理由	<p>大規模小売店舗立地法の適正な運用について、事業者へ周知徹底を図るためには、運用事務手続要綱を広く公開する必要がある。同要綱第3条には「必要に応じて、事前に出店計画準備書を作成し、協議を行うことを求めるものとする」と記されており、事前協議を義務付けるものではないと解されるが、どのような場合に事前協議が必要となるかが不明である。事業者の予見可能性を高めるためにもこれまでの事例を調査した上で公表すべきである。</p> <p>また、説明会の開催の公告範囲について、東京都では半径500m、大阪市では同1kmとされているが、東京都の23区における人口密度を1とした場合、大阪市は約0.9、名古屋市は約0.5であることを踏まえると、名古屋市の要求する公告範囲の3kmは事業者にとって過大な要求である。</p>
根拠法令等	名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱 第3条、第15条
制度の所管官庁及び担当課	名古屋市市民経済局地域商業課

流通(2)	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し
規制の現状	<p>たばこ事業法及び同施行令において、たばこ販売の許可要件として距離規制が課せられている。この点について、財政制度等審議会の『喫煙と健康の問題等に関する中間報告(2002年10月10日)』では、「たばこ小売販売業の許可制、定価制は、たばこ事業法上、当面の措置とされており、専売制廃止時に、流通の自由化により急激な変化が生じ、零細なたばこ小売業者に深刻な影響が及ぶことなどを回避する措置として導入されたものである」とされており、現在もたばこ小売販売業免許の取得には距離基準等の様々な条件が付されている。</p>
要望内容	<p>たばこ販売の許可申請における距離規制については、身体障害者福祉法第4条又は母子及び寡婦福祉法第6条該当者の場合を除き、撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>たばこ小売販売業免許の取得に様々な条件が付されているため、小売販売業者が顧客サービスの充実を図るに十分な品揃えを行えない状況になっている。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないことから、当該たばこ小売店舗の営業時間外にたばこを購入したいとする顧客のニーズを満たすことができない。顧客に対するワンストップサービスの実現に向けた規制の見直しを図るべきである。</p>
根拠法令等	<p>たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(制定:平成12年12月27日蔵理第4621号、最終改正:平成18年3月29日財理第1243号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省理財局総務課たばこ塩事業室

流通(3)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の廃止【新規】
規制の現状	緊急調整地域に指定された地域では、酒類小売販売業免許の取得、あるいは他地域からの販売場の移転許可を得ることはできない。
要望内容	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法については、さらなる延長をすることなく、廃止すべきである。
要望理由	<p>2003年9月1日から2年間の時限立法として制定された緊急措置法は、昨年9月1日以降、1年間延長された。これにより、全国3800超の地域の約4割を占める約1300弱の地域が緊急調整地域として指定されており、新たに酒類小売販売免許の取得や他地域からの移転が許されないため、自由な事業活動や消費者利便の向上が阻害されている。</p> <p>国税庁が取りまとめた酒類小売業者の経営改善計画の実施状況(2005年12月)における経営改善計画の達成状況を見る限り、売上高の増加や利益率の向上が図られたとする回答は概ね1割強にとどまっている。この調査結果については、緊急調整地域における計画の達成状況が公表されていないものの、総体的には、当該規制によって、中小の小売業者の経営改善に著しい効果を上げたとは言いきれない。</p>
根拠法令等	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

流通(4)	検疫所の臨時開庁の際の輸入届出済書発行手続きのFAINSによる処理【新規】
規制の現状	<p>検疫所の開庁時間(平日の8時30分～17時)外で、検疫所の執務時間外連絡窓口が開庁している時間帯(平日の17時～21時、土日祝日の8時30分～17時)に輸入手続きを行う際には、輸入届出済書を書面で提出しなければならない。</p>
要望内容	<p>検疫所の執務時間外連絡窓口の開庁時間(平日の17時～21時、土日祝日の8時30分～17時)に輸入手続きを行う際にも、輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用できるよう措置すべきである。</p>
要望理由	<p>現在、検疫所の開庁時間内(8:30～17:00)に食料品等の輸入する際には、通関情報処理システム(NACCS)と電子的に接続している輸入食品監視支援システム(FAINS)が広く利用されている。2003年7月より、税関の通関体制の整備に合わせて、検疫所も主要港湾において執務時間外連絡窓口(平日は21時まで、土・日曜日・休日は17時まで)が開設されているが、検疫所の執務時間外連絡窓口で輸入申請を行うためには、輸入届出書を紙媒体で提出することが求められていることから、利用者は開庁時間内と時間外で別々の対応を行わなければならない。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法27条 食品衛生法施行規則32条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省食品監視課

流通(5)	残留農薬等のポジティブ・リスト制度に係る運用体制の整備【新規】
規制の現状	<p>2003年の食品衛生法の改正により、本年5月29日より「食品中の残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度」が施行された。本改正は大幅な改定であるにも係らず、告示から施行までの時間的猶予や情報開示が不十分であるなど、円滑な制度の導入に向けた十分な環境が整備されていない状況にある。</p>
要望内容	<p>規制対象となる食品中の残留農薬、動物医薬品、飼料添加物について、単なるリストを示すだけではなく、農薬等の残留性や主要用途等に関する情報を公開すべきである。また、対象品目、残留基準等については、制度の運用実態や事業者等の意見を踏まえ、定期的に見直しを図るべきである。</p>
要望理由	<p>2006年3月31日に厚生労働省が公表した「ポジティブリスト制度について Q&A」では、「残留農薬等のポジティブ・リスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を生産者や食品事業者等に義務付けるものではありません」としている。しかし、事業者としては、消費者の信頼に応え、自社製品の安全性に万全を期すためには、自主検査は不可欠である。</p> <p>こうした自主検査が的確かつ効率的に実施されるためには、個別の農薬等の基準値のリストを公表するのみにとどまらず、農林水産省とも連携を図り、その残留性や主要用途等に関する情報を合わせて公開する必要がある。また、海外で使用される農薬等についても調査を行い、自主検査を行う際の参考となるガイドライン等の作成を行うべきである。</p> <p>さらに制度の実施状況や農薬等における技術革新を踏まえ、定期的に対象品目や残留性などの規準の見直しを図るべきである。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法第11条第1項、第3項 「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件」(平成17年厚生労働省告示第497号) 「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件」(平成17年厚生労働省告示第498号) 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成17年厚生労働省告示第499号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、乳肉水産基準係、残留農薬係

流通(6)	食品添加物の国際的整合化【新規】
規制の現状	海外で流通している食品添加物と、日本国内で認可されている食品添加物の種類が異なり、国際的な整合性が取れていない。
要望内容	JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において安全性が評価され、海外で流通している食品添加物については、国内においても使用できるよう、食品安全委員会は、迅速な審査を行うべきである。また、国内でのみ流通が認められている添加物が、JECFAで審査されるよう働きかけを強めるべきである。
要望理由	<p>日本国内で使用が認められている800種類弱の添加物のうち、JECFAによって承認されているのは約300種類しかない。その一方、JECFAから安全と認められているその他600種類以上の物質は、世界中で広く使用されている多数の添加物を含め、日本では使用が認められていない。</p> <p>2002年7月26日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で厚生労働省は「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ米国及びEU諸国等で使用が広く認められ、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの要請がなくとも、指定に向け、個別品目毎に安全性及び必要性を検討していく」としている。</p> <p>こうした方針を受けて現在食品安全委員会では、上記の条件を満たした添加物を国内で使用するために検討が行われているが、その品目数は香料を除く46品目であり、指定に向けた手続きが行われているのはその内30品目のみであるなど、審議のスピードは遅く、検討対象品目の拡大も図られていない。</p> <p>また、日本国内での使用が認められていても、JECFAのような海外で信用のある機関で安全性が確認されていない添加物を含む製品を輸出することが困難となっていることから、当該添加物について、JECFAにおける審査が行われるよう働きかけを行うべきである。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法第4条、第10条、第11条、第19条 食品衛生法施行規則別表1 食品衛生法に基づく添加物の表示について別添1(平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部 内閣府食品安全委員会</p>